京の農林水産物生産販売対策事業実施要領

４農産第３０２号
令和４年４月７日
京都府農林水産部長通知

第１　趣　旨

知事は、普及指導員等の伴走支援により、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた農林水産業者等を対象に早急な経営回復・改善の取組や、WITH コロナ・POST コロナ社会にも対応できる危機に強い生産・販売体制の確立・強化の取組を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和３５年京都府規則第２３号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第２　事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択基準、補助率等については、別表１のとおりとする。

第３　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費であって、別表２のとおりとする。

なお、人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、工事費、既存設備等の改修費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課及び飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（「諸経費」など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、補助対象外経費とする。

第４　事業の実施等

１　交付申請

（１）事業実施主体は、規則第５条の規定により、補助金交付申請書（別記第１号様式）に普及指導員等と協議の上、作成した事業実施計画書を添付し、知事に提出する。

（２）知事は、申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めたときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。

（３）事業実施主体は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第９条の規定により、補助金変更承認申請書（別記第２号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ア　事業の廃止
イ　補助金額の増又は２割を超える減
ウ　事業費の２割を超える増減
エ　事業内容の追加又は変更

２　実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに規則第１３条の規定により、補助金実績報告書（別記第３号様式）を普及指導員等の確認を得て作成し、知事に提出する。

３　財産の管理及び処分

事業実施主体は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し取得価格が50万円以上の財産について、取得財産管理台帳（別記第４号様式）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内において、知事の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

４　事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、普及指導員等が市町村や関係団体等と連携しつつ、影響を受けた状況の確認や経営改善に向けた助言等の伴走支援を実施するなど、府は各段階において事業実施主体の指導・支援に当たる。

第５　書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、事業実施主体又はその主たる事務所が、所在する市町村を管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町に所在する場合、農業（特用林産物を含む。）及び水産業については知事、林業については京都林務事務所長。）に提出するものとする。

第６　その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附　則

この実施要領は、令和４年４月７日から施行し、令和４年１月２７日から別に定める日までの取組について適用する。

【別表１】

事　業　内　容	事業実施主体	採　択　基　準	補助率等
早急な経営回復・改善の取組や、WITH コロナ・POST コロナ社会を見据え、不測の事態に対応できる危機に強い生産・販売体制を確立・強化する取組に係る経費に対し助成する。 １　農産物の新品目への切り替え、規模拡大、新技術導入、畜産物・水産物の品質向上等 （１）農産物の新品目へ切替えるための準備・作付に係る経費 （２）規模拡大や新技術導入に係る経費 （３）畜産物・水産物の品質向上に係る経費 ２　新商品の試作・開発等 （１）新商品の試作・開発に係る経費 （２）新商品の販売促進活動に係る経費 ３　新たな販路の開拓や代替販路への出荷等 （１）販売促進活動や代替販路への出荷に係る経費 （２）商談会等への出展に係る経費 ４　その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの	令和３年４月25日から令和４年３月21日の間に、新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けた農林水産業者又は農林水産業者等が組織する団体 なお、経済活動の影響とは、減収だけに限定するものではない	以下の全てを満たしていること １　京都府内に所在する経営体であり、府内に主な生産・経営基盤を持つこと ２　新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けていること ３　農林水産業所得を主とした経営体であること ４　普及指導員等による助言・指導のもと事業を実施すること ５　他の補助事業と重複した申請とならない事業であること	１　補助率 ２／３以内 ２　補助上限額 １事業実施主体あたり２００千円 ３　補助対象は税抜き価格とする

【別表２】

補助対象経費一覧

費目	内容	留意点
原材料費及び資材費	試作品の開発やマーケティング等に必要な原材料費 新品目の切り替えや規模拡大、新技術導入、畜産物・水産物の品質向上に必要な資材に係る経費（種苗費、肥料費、防除資材費、消毒資材費等）	事業実施期間内に行う新商品の試作、マーケティング、テスト販売に要するものに限る（販売商品の原材料費は補助対象外） 自社で生産したものは補助対象外 新たな取組に対する経費が対象であり、通常の生産に係るものは対象外 事業実施期間中に使い切れなかったものは補助対象外
使用料及び賃借料	新商品開発や新品目切り替え、規模拡大、新技術導入に必要な機械及び機器、会場、加工施設等の借り上げに係る経費	事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は補助対象外
通信運搬費	新商品の試作品等の配送に係る経費	電気代、電話代、インターネット利用料等は補助対象外
広告宣伝費	販売促進に係る経費（チラシ、パンフレット、HP等の作成等） 商談会出展に係る経費	本事業で新たに実施する取組以外のものは補助対象外
委託・役務費	パッケージデザインや市場分析、専門家相談、ネットショップの出店登録、衛生検査、飼料成分分析、栄養成分分析などに係る経費	商品の開発や試作品の製造等、本事業の根幹をなす業務の全てを委託することは不可 ネットショップの商品毎の販売手数料は補助対象外 税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係るコンサルタント経費等は補助対象外
機械・設備整備費	新商品開発や新品目切り替え、規模拡大、新技術導入に必要な機械や設備の整備に係る経費	事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 汎用性の高い物品は補助対象外汎用性の高い物品（パソコン、コピー機、やトラクター、トップカー(運搬車)、フォークリフト、調理器具・冷蔵庫（業務用除く）等）の購入は補助対象外 中古品の購入は補助対象とするが、残存価格が３年以上のものとし、型式や年式が記載された見積もりを２社以上から取得すること。なお、購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用、購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合における購入経費は、補助対象外とする。
研修費	加工・販売や新技術導入に必要な資格等取得に係る研修費	事業実施期間内に実施受講した研修に限る

（注）人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、工事費、既存設備等の改造費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課及び飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（「諸経費」など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の補助対象となりません。